
<議事要旨> 第1回 東横堀川等水辺空間のあり方検討会

1. 開催日時 令和4年10月14日（金） 15：00～16：15
2. 開催場所 中央区役所 6階 602-603 会議室
3. 出席者
【有識者】3名（学識経験者）
【大阪市関連部局】経済戦略局観光部水辺魅力担当課長、中央区役所まち魅力推進担当課長、建設局公園緑化部調整課長
【事務局】建設局道路河川部河川課長、課長代理、担当係長2名、係員1名
4. 議 事
 - (1) 開会挨拶（事務局より）
 - (2) 出席者紹介（事務局より）
 - (3) 開催要綱説明（事務局より）
 - (4) 座長選任（メンバー互選）
 - (5) 検討事項（事務局より）
 - 1) 東横堀川・道頓堀川の現状と基本条件及び検討概要の説明
 - 2) メンバーからの意見聴取

■意見概要

(1) 東横堀川等のめざすべき将来像に関すること

- 水都大阪を考えるなら、国外からも観光資源としての魅力がある国際水準の水辺づくりを求めることが大切であり、東横堀川の“地域と密着した水辺”という特性を生かし、国際性と地域性、観光と日常を循環・連携させた場所づくり、使い方ができると良い。

(2) 水辺空間整備のあり方に関すること

1) ハード整備・デザインについて

- ハードの整備では、後背地のスペースや隣接する施設などを踏まえて、きめ細かな場所ごとのポテンシャルの読み取りとデザインが必要である。
- 水辺空間の魅力として、目的性の高い場所をスポット的に配置するなど、シンボリックな整備・仕掛けを施し、遊歩道へのアクセス箇所では、行き先が視認できる整備が必要である。
- 魅力づくりの観点と併せた利活用（アクセス）促進のため、遊歩道は縦断的にスロープで水辺と接続し、公園部分の高さ処理も緩やかにすると良い。平面形状も同様に、直線・直角的な形状ではなく、変化点は自然につながる処理が必要である。
- 柵や高低差の処理においては水面を望むことができるデザインとし、舗装や照明は一体的・統一的なデザインとする必要がある。

- 遊歩道そのものは連続せずとも、水上の視点からは連続しているように見えるよう、デザインに統一感を持たせるなど、イメージを連続させる整備も考えられる。
- 護岸については、水上からの見え方に配慮し、コンクリート壁も装飾するなど、汚れが目立ちにくく、人の手仕事感が見える処理を施すと良い。
- 将来の変化に対応できる空間づくりとしては、先行整備後に一度使いこなす期間を設け、その後、追加整備するといった“二段階施工”の考え方もある。
- 既に地域団体があるところでは連携し、地域団体がないところは市民活動を育てるワークショップ等と並走して、整備時点もしくは整備前から活動が生まれるような、ソフト先行型のハード整備ができると良い。

2) 利活用の考え方について

- 水上の移動を誘発させるため、まちの賑わいが水上から見えるような整備・利活用ができると良い。ライトアップや水面上のボートでの飲食など、既に営業している舟運事業者なども巻き込んで魅力を向上させることも考えられる。
- 水辺の利活用として、水上でまち側の飲食店によるテラス的利用ができるなど、まちから水上まで横断的な利用ができてもおもしろい。
- 長期的には、その場所の使い方が変化していくことに問題はなく、遊歩道としての連続性が確保できるまでは別の利活用方法となることも考えられる。

(3) 公民連携体制の構築に関すること

- 利活用スキームについては、全川のスケールメリットを生かすべく、なるべく広範囲をまとめた組織を構築する方が良い。
- 沿川のビルオーナーなど、事業者へのヒアリング・アンケートを実施し、事前のポテンシャル評価ができると良い。
- 現在は閉鎖的で利活用されていないという場所のイメージを転換するため、先駆的に活動されているプレーヤーを取り込み、シンポジウムなどで、東横堀川の水辺が日々の生活に必要な空間へ変化していくことを共通認識として広めていく必要がある。
- 利活用度合いの広域的な分布には、積極的に利活用される区間とそうでない区間との抑揚があっても良い。どの区間に利活用の需要があるか、どのような利活用ができるかについては、地元に入っている方と共に考えていく方が良い。
- 利活用検討体制の公平性については、機会の公平性は担保しつつも、積極的な取り組みを抑制することにならないよう、注意が必要である。
- 水辺のあり方をよくするための組織・人づくり、知識・認識の共有が大事である。